

## 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（豊中市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
浜 1 F	浜 1 丁目地内	約 0.11 ha	追加	20
浜 3 F	浜 3 丁目地内	約 0.08 ha	追加	20
春日町 2 C	春日町 2、3 丁目地内	約 0.17 ha	区域変更	4、8
庄内宝町 3 A	庄内宝町 3 丁目地内	約 0.18 ha	区域変更	21
桜の町 4 A	桜の町 4 丁目地内	約 0.28 ha	区域変更	8
桜の町 4 D	桜の町 4 丁目地内	約 0.04 ha	追加	8
上野坂 2 A	上野坂 2 丁目地内	約 0.24 ha	区域変更	9
千里園 1 C	千里園 1 丁目地内	約 - ha	廃止	12
西泉丘 2 D	西泉丘 2 丁目地内	約 - ha	廃止	13、16
少路 2 C	少路 2 丁目地内	約 - ha	廃止	8
曾根南町 1 A	曾根南町 1 丁目地内	約 - ha	廃止	19
小 計		約 1.10 ha		
永楽荘 3 A他 187地区		約 36.08 ha	変更なし	
合 計	195地区	約 37.18 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

防災や環境保全等の多様な機能を有する農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の追加をするとともに、生産緑地法第8条4項に基づき公共施設の敷地の用に供され、残存する農地等が生産緑地地区の規模要件を欠いた生産緑地地区及び同法第10条の規定に基づく買取り申出手続きにより行為の制限が解除された生産緑地地区の変更及び廃止をするものである。